

13農振第982号
平成13年6月29日

各都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長

平成13年度の集落協定等の認定期限等の繰り延べについて

中山間地域等直接支払制度の定着に向けてできる限り多くの市町村及び集落が平成13年度から本制度に取り組めるよう、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知。以下「実施要領の運用」という。）の規定にかかわらず、平成13年度の集落協定等の締結、認定期限等について、下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知願うとともに、関係市町村への周知方よろしく申し上げます。

なお、市町村を始めとする関係機関においては、平成13年度の推進が本制度の定着に向けて極めて重要であるとの認識の下、今回の繰り延べ期間を生かし、集落協定の締結の一層の促進に向け、各地域で創意・工夫に富んだ取組を積極的に行っていただきたい。

記

今回の措置を講ずるに当たっての基本的考え方

中山間地域等直接支払制度については、平成12年度に創設され、関係機関が一体となってその普及推進を図ってきたところである。しかしながら、平成12年度における本制度の実施状況を見ると、地方自治体の取組状況に大きな差異が見られるなど、本制度の浸透・定着はいまだ十分とは言えない状況にある。このような状況を踏まえると、本制度創設から2年度目となる本年度は、本制度の浸透・定着を図る上で、極めて重要な時期である。

こうした中、地域によっては、集落協定及び個別協定の締結に向けて、なお集落内における合意形成のための時間を必要としているところもあり、これら地域の実態を踏まえつつ、本制度の一層の浸透・定着を図るためには、平成 13 年度においても所要の猶予期間を確保することが必要である。このような観点から、平成 13 年度においては、以下のような措置を講ずることとする。

集落協定等の認定期限等の繰り延べ等に伴う実施要領及び実施要領の運用の期限規定等の取扱いについて

1 市町村基本方針の申請期限について

実施要領の運用第 5 の 2 に規定する市町村基本方針の申請期限を「平成 13 年年度においては、8 月 31 日」までとする。

2 集落協定及び個別協定の認定期限等について

実施要領の運用第 7 の 4 の(1)から(3)までに規定する集落協定及び個別協定の申請及び認定期限を「平成 13 年度においては、当該年度の 8 月 31 日」までとする。

3 個別協定、規模拡大加算の対象要件について

(1) 実施要領の運用第 7 の 2 の(1)に規定する個別協定の対象となる利用権の設定等のうち所有権の移転期日を「平成 13 年度は、平成 12 年 7 月 1 日から平成 13 年 8 月 31 日」までとする。

(2) 実施要領の運用第 9 の 2 の(3)に規定する規模拡大加算の対象となる利用権の設定等及び農作業受委託の契約の締結期日を「平成 13 年度は、平成 12 年 7 月 1 日から平成 13 年 8 月 31 日」までとする。

4 土地改良通年施行実施計画書の提出期限について

中山間地域等直接支払交付金における経営局及び農村振興局所掌の事業による土地改良通年施行の取扱いについて（平成 13 年 5 月 10 日付け 13 農振第 309 号農林水産省経営局長、農村振興局長通知）の記の 3 に規定する土地改良通年施行実施計画書の提出期限を「平成 13 年度においては 8 月 31 日」までとする。

5 市町村基本方針並びに集落協定及び個別協定の変更期限等について

(1) 実施要領の運用第 5 の 2 に規定する市町村基本方針の変更申請期限を「平成 13 年度については、8 月 31 日」までとする。

(2) 実施要領の運用第7の4の(1)から(3)までに規定する集落協定及び個別協定の変更申請及び変更認定期限を「平成13年度においては、当該年度の8月31日」までとする。